

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会

令和4年度 第1回

全体会資料

令和4年10月5日（水）

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会について

1. 設置について

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる障害者差別解消法が平成28年4月に施行されたことを受け、「大牟田市障害者自立支援協議会」による従来からの障害者支援の枠組みを発展的に改編する形で、平成28年8月2日の全体会で設立された。

平成20年2月に設立した大牟田市障害者自立支援協議会は、障害者総合支援法が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するために、地域の関係機関がネットワークを構築し、具体的かつ定期的に話し合い、ともに汗と知恵を出し合いながら、障害者福祉に係る地域の課題抽出(就労、住居、権利擁護等)とその解決を目指す、官民協働の組織(障害者総合支援法第89条の3)であったが、これに障害者差別解消法第17条に規定する地域協議会の機能を位置付けたものである。

具体的には、全体会、運営会議及び事務局に、人権に関する関係機関からの参画を得た上で、新たに「合理的配慮推進部会」等の常設部会を設置し、関係機関による連携のもとに、障害者やその家族、その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じ、それらの差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うこととしている。

2. 所掌事務

- 1) 関係機関による連携体制の構築に関すること
- 2) 障害者福祉に係る困難事例への対応に関すること
- 3) 障害福祉サービスをはじめとする地域の社会資源の開発及び改善に関すること
- 4) 障害者差別の解消に資する取り組みに関すること
- 5) その他障害者福祉の推進に関し、必要と認められる事務

3. 構成メンバー

相談支援事業者、保健・医療関係機関、障害者関係団体、障害福祉サービス事業者、商工業関係団体、法曹関係者、行政機関等

4. 協議会の組織構成等

(1) 組織構成について

- ① 全体会 - 運営会議 - 事務局 - 相談支援部会の4段階の構成とする。(イメージ図参照)
- ② 運営会議のメンバーを中心として、地域課題ごとのプロジェクト会議や、「合理的配慮推進部会」等の常設部会を設置する。

(2) 全体会

【構成】相談支援事業者、保健・医療関係機関、障害者関係団体、障害福祉サービス事業者、商工業関係団体、行政機関等の代表クラスで構成。

【役割】①協議会全体の事業報告の場 ②障害福祉の推進に向けた政策提言の場 ③常設部会の設置・終結の場

【任期】3年間

(3) 運営会議

【組織】相談支援事業者、保健・医療関係機関、障害者関係団体、障害福祉サービス事業者、商工業関係団体、法曹関係者、行政機関等の実務者クラスで構成。

【役割】①プロジェクト会議設置・終結の場 ②プロジェクト会議及び常設部会の情報共有の場
③全体会への提言事項の検討の場

【任期】3年間

(4) プロジェクト会議

【組織】地域課題ごとに、運営会議の関係メンバーを中心に構成する。

【役割】地域課題の解決に向けた検討の場。

【その他】必要に応じて、運営会議のメンバー以外の関係者も臨時に出席することができる。

(5) 相談支援部会(常設)

【組織】障害者相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、市で構成する。

【役割】①困難事例の検討の場 ②地域課題の抽出とプロジェクト会議への提案の場。

(6) 合理的配慮推進部会(常設)

【組織】27年度に設置していた「合理的配慮」普及プロジェクト会議メンバーを中心に、新たに人権擁護関係者を加えて構成する。

【役割】差別解消及び合理的配慮推進に関する事例などを通じて、各関係機関が知識及び情報の共有を行う場。

(7) 就労支援部会(常設)

【組織】運営会議委員、共同受注窓口担当者、障害者就業・生活支援センター、商工会議所、ハローワーク、特別支援学校、相談支援事業所、社会福祉協議会、市で構成する。

【役割】障害者の就労支援に係る地域課題の抽出とその解決を目指す場。

(8) 子ども支援部会(常設)

【組織】児童発達支援センター・事業所、相談支援事業所、教育委員会、独立行政法人国立病院機構大牟田病院、市(子ども家庭課、子ども育成課、福祉課障害福祉担当)で構成する。

【役割】障害児またはその可能性のある子どもが抱える課題の抽出と支援の在り方を検討する場。また、障害児(幼児～学童期)の統一した支援を目指し、各事業所の活動・支援内容等を把握し、情報共有、障害児支援に係る課題の抽出とその解決を目指す場。

(9) 事務局

【組織】指定一般相談支援事業所、大牟田市障害者協議会、市で構成する。

【役割】協議会全体の連絡調整、事務管理の場。

《ケース会議について》

【組織】必要に応じ、必要なメンバーで開催。

【役割】①困難事例の検討の場 ②必要に応じ、検討事項をプロジェクト会議へ諮る。

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会（令和3年度）

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる障害者差別解消法が平成28年4月に施行されたことを受け、「大牟田市障害者自立支援協議会」による従来からの障害者支援の枠組みを発展的に改編する形で、平成28年8月2日の全体会で設立された。

平成20年2月に設立した大牟田市障害者自立支援協議会は、障害者総合支援法が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するために、地域の関係機関がネットワークを構築し、具体的かつ定期的に話し合い、ともに汗と知恵を出し合いながら、障害者福祉に係る地域の課題抽出（就労、住居、権利擁護等）とその解決を目指す、官民協働の組織（障害者総合支援法第89条の3）であったが、これに障害者差別解消法第17条に規定する地域協議会の機能を位置付けたものである。

具体的には、全体会、運営会議及び事務局に、人権に関する関係機関の参画を得た上で、「合理的配慮推進部会」等の常設部会を設置し、関係機関による連携のもとに、障害者やその家族、その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じ、それらの差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うこととしている。



大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会設置要綱 新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会設置要綱 第1条から第7条まで (省略) (事務局)</p> <p>第8条 協議会の庶務を処理するため、大牟田市保健福祉部健康福祉推進室福祉課、同市民協働部人権・同和・男女共同参画課、特定非営利活動法人大牟田市障害者協議会、障害者相談支援事業所で事務局を構成する。</p> <p>第9条 (省略)</p>	<p>大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会設置要綱 第1条から第7条まで (省略) (事務局)</p> <p>第8条 協議会の庶務を処理するため、大牟田市保健福祉部福祉支援室福祉課、同市民協働部人権・同和・男女共同参画課、特定非営利活動法人大牟田市障害者協議会、障害者相談支援事業所で事務局を構成する。</p> <p>第9条 (省略)</p> <p>付 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p>	

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会 設置要綱 (案)

(設置)

第1条 障害者相談支援事業の円滑かつ効果的な実施を推進するとともに、障害を理由とする差別を解消するための取組みを円滑かつ効果的に行うことについて、地域の関係機関が連携し、協働して障害者福祉に係る課題の解決等を図るため、大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 関係機関による連携体制の構築に関すること。
- (2) 障害者福祉に係る困難事例への対応に関すること。
- (3) 障害福祉サービスをはじめとする地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 障害者差別の解消に資する取組みに関すること。
- (5) その他障害者福祉の推進に関し、必要と認められる事務。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる団体に所属する者で構成する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 保健・医療関係機関
- (3) 障害者関係団体
- (4) 障害福祉サービス事業者
- (5) 商工業関係団体
- (6) 行政機関
- (7) その他の団体

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数の賛成により決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(運営会議)

第7条 協議会に運営会議を置く。

- 2 運営会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を処理するため、大牟田市保健福祉部福祉支援室、同市民協働部人権・同和・男女共同参画課、特定非営利活動法人大牟田市障害者協議会、障害者相談支援事業所で事務局を構成する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年1月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年8月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年8月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会 運営会議設置要綱 新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会 運営会議設置要綱 第1条から第9条まで (省略) (事務局)</p> <p>第10条 運営会議の庶務を処理するため、大牟田市<u>保健福祉部健康福祉推進室福祉課</u>、同市民協働部人権・同和・男女共同参画課、特定非営利活動法人大牟田市障害者協議会、障害者相談支援事業所で事務局を構成する。</p> <p>第11条 (省略)</p>	<p>大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会 運営会議設置要綱 第1条から第9条まで (省略) (事務局)</p> <p>第10条 運営会議の庶務を処理するため、大牟田市<u>保健福祉部福祉支援室福祉課</u>、同市民協働部人権・同和・男女共同参画課、特定非営利活動法人大牟田市障害者協議会、障害者相談支援事業所で事務局を構成する。</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>付 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p>	

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会 運営会議設置要綱 (案)

(設置)

第1条 大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）の円滑かつ効果的な活動を実施するため、協議会設置要綱第7条に基づき協議会に運営会議を設置する。

(組織)

第2条 運営会議は、35人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる団体に所属する実務担当者で構成する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 保健・医療関係機関
- (3) 障害者関係団体
- (4) 障害福祉サービス事業者
- (5) 商工業関係団体
- (6) 法曹関係者
- (7) 行政機関
- (8) その他の団体

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、運営会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営会議の会議)

第5条 運営会議の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 運営会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 運営会議の議事は、出席委員の過半数の賛成により決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、運営会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明

を聴くことができる。

(プロジェクト会議)

第6条 協議会にプロジェクト会議を置く。

2 プロジェクト会議に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(個人情報の保護)

第7条 委員は、個人情報の保護の重要性を認識し、職務の遂行に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(目的外利用及び外部提供の禁止)

第8条 委員は、職務の遂行に当たって取り扱う個人情報をこの職務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 運営会議の庶務を処理するため、大牟田市保健福祉部福祉支援室福祉課、同市民協働部人権・同和・男女共同参画課、特定非営利活動法人大牟田市障害者協議会、障害者相談支援事業所で事務局を構成する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年3月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年8月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年8月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会の主な活動 (令和3年度)

《全体会》…… 1回開催

11月15日(月)

《運営会議》…… 1回開催(書面開催)

11月 書面開催

《事務局会議》……24回開催

4月1日(木)・15日(木)、5月6日(木)・20日(木)、6月3日(木)・17日(木)、
7月1日(木)・15日(木)、8月5日(木)・19日(木)、9月2日(木)・16日(木)、
10月7日(木)・21日(木)、11月4日(木)・18日(水)、12月2日(木)・
16日(木)、1月6日(木)・20日(木)、2月3日(木)・24日(木)、
3月3日(木)・17日(木)

《地域生活支援拠点等整備プロジェクト会議》…… 2回開催

4月23日(金)、11月9日(火)

《合理的配慮推進部会》…… 1回開催

11月16日(火)

《相談支援部会》…… 3回開催

6月22日(火)、10月26日(火) 12月21日(火)

《就労支援部会》…… 4回開催

6月25日(金)、10月14日(木)、12月6日(月)、3月4日(金)

《子ども支援部会》……3回開催

8月26日(木)、12月17日(金)、3月 書面開催

(1) 地域生活支援拠点等整備プロジェクト会議

〔設置経過〕

地域生活支援拠点等整備とは、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進め、また、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

地域生活支援拠点等の整備については、国の基本指針において、令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することとされており、また、地域生活支援拠点等の整備に際して、協議会等を十分に活用し、検討することが重要とされていることから、平成30年8月に大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会においてプロジェクト会議を設置しました。検討の結果、大牟田市の地域生活支援拠点等整備については、大牟田市委託相談支援事業所4事業所を中核とした面的整備とすることとし、令和元年8月の全体会で承認を得て、取り組みを進めています。

〔令和3年度の取り組み〕

令和3年度は、2回の会議及び1回の運営実態調査を実施しました。

運営実態調査より、地域生活支援拠点等において緊急時受入れの際に最低限必要なアセスメントの実施や、支援が必要と思われる方の情報収集の実施などの課題があることがわかりました。緊急時受入れの際のアセスメントについては、地域生活支援拠点等で共通のアセスメントシートを作成することとしています。また、支援が必要と思われる方の情報収集については、地域の包括と連携して情報収集できるように、包括ケア会議にて支援が必要な方や今後支援が必要となる可能性がある家庭等があれば、事前に相談していただくように依頼をしました。

今後も、運営実態調査や会議を実施し、現状や課題等の共有を行いながら、引き続き課題解決に向けた協議を行うこととしています。

《令和3年度の活動状況等》

	開催日	内 容
1	4月23日（金）	・地域生活支援拠点等（報酬改定等）について ・運営実態調査アンケートについて
2	11月9日（火）	・地域生活支援拠点の運営状況について（意見交換等） ・コロナ感染症及び災害等に対する対応について

(2) 合理的配慮推進部会

〔設置経過〕

障害者差別解消法第17条において、国と地方公共団体の機関は、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うネットワークとして、「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができることとされています。

本市としては、大牟田市障害者自立支援協議会による従来からの障害者支援の枠組みを発展的に改編する形で、平成28年8月、「大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会」を組織しましたが、障害者差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うネットワークをより実効的に機能させていくための常設の専門部会として、協議会内に「合理的配慮推進部会」を設置したものです。

当部会は、差別解消及び合理的配慮推進に関する事例などを通じ、各関係機関が定期的に知識・情報の共有を行うことで、差別解消支援に資することを目的としており、平成27年度に設置していた『合理的配慮』普及プロジェクト会議のメンバーに、新たに人権擁護委員の参画を得た18人で、平成28年12月22日に第1回を開催しました。また、新たに市人権・同和・男女共同参画課が事務局として加わりました。

〔令和3年度の取り組み〕

令和3年度は、1回の会議を開催しました。

第1回会議では、障害者差別解消法の改正について意見交換等を実施しました。今回の法改正により民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されましたが、合理的配慮の提供の具体的な方法がわからない事業者がいることが想定されるため、障害者差別解消法の改正に関する周知と合わせて合理的配慮の具体的な方法等についても周知する機会を検討していくこととしています。また、合理的配慮普及セミナーは、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止となりましたが、次年度の開催に向けて検討することとしています。

会議は、概ね3ヶ月ごとに開催していくこととしており、引き続き、差別解消及び合理的配慮推進に関する事例などを通じ、各関係機関が定期的に知識・情報の共有を図っていくこととしています。

《令和3年度の活動状況等》

	開催日等	内 容
1	11月16日(火)	<ul style="list-style-type: none">・東京2020パラリンピックの大牟田市採火式について・障害者差別解消法の改正について(意見交換等)・その他<ul style="list-style-type: none">・合理的配慮普及セミナーについて・防災バリアフリープロジェクトについて・障害の表記について

(3) 相 談 支 援 部 会

〔設置経過〕

平成20年2月に設立した障害者自立支援協議会を効果的に機能させていくために、22年10月、市福祉課、4か所の障害者相談支援事業所、障害者就業・生活支援センターで構成する「相談支援部会」を設置し、困難ケースの検討や地域課題の抽出、プロジェクト会議への企画提案を行いつつ、23年5月からは部会内にワーキング会議を位置づけ、児童分野と高齢者分野に役割を分担して活動を行ってきました。

障害児支援ワーキングでは、障害のある児童の乳幼児期から成人期に至るまでの一生涯を通して、切れ目のない支援をしていくためのネットワーク構築や、サポートノートの作成を共通課題として検討を行い、特に24年度からは、新たに大牟田病院（重症心身障害児施設）、りんどう学園（児童発達支援センター）、からふる（児童発達支援施設）の3事業所が加わり、ともに活動を行っていましたが、令和元年6月に子ども支援部会に移行しました。

一方、高齢者ワーキングでは、高齢者の家族と障害者の子ども世帯のケースを元に、親子でサービスを受けながら住まえる住宅、入居可能な施設を考えていくことを共通課題として検討してきましたが、25年6月に住宅セーフティネット法に基づく大牟田市居住支援協議会（事務局：社会福祉協議会、市建築住宅課）が設立されたことから、障害者自立支援協議会として同協議会に参画し、検討の場を担保していくことで、ワーキングとしての役割を終えました。

〔令和3年度の取り組み〕

令和3年度は3回の会議を開催し、困難事例の検討や相談支援事業所等における新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について意見交換を実施したほか、大牟田市介護支援専門員連絡協議会からの依頼により講師を派遣し、障害福祉サービスや介護保険への引継ぎについての意見交換等を実施しました。

また、相談支援部会の今後のあり方については、相談支援の質の向上を図るため、指定特定相談支援事業所を対象にした勉強会の実施について検討しました。勉強会の内容等については、有明地区障害者ケアマネジメント研修実行委員会と連携して計画していくこととしています。

さらに、平成27年度から引き続き、大牟田市子ども支援ネットワーク（事務局：市子ども家庭課）に参画し、障害児支援に関する検討の場に関わりました。

《令和3年度の活動状況等》

開催日等	内 容
6月22日（火）	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について・事例検討・その他<ul style="list-style-type: none">・触法者支援に関する現状と課題についての意見交換会について・依存症を正しく知って支援するための研修会について・県自立支援協議会担当者会議について・子ども支援マップ改訂に係る意見交換会について・子ども支援ネットワーク会議について・サ事協主催の新型コロナウイルス関連セミナーについて
10月26日（火）	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について・事例検討・相談支援部会の今後のあり方について
12月21日（火）	<ul style="list-style-type: none">・相談支援に関する勉強会の内容について・事例検討・その他<ul style="list-style-type: none">・新しい生活様式のもとでの障害のある人への合理的配慮（パンフレット）について

4) 就労支援部会

〔設置経過〕

平成29年7月に設置した「大牟田市共同受注窓口」拡大検討プロジェクト会議の中で、大牟田市からの物品や役務の発注に対応する窓口を一本化した共同受注窓口について、対象を民間需要まで拡大できないか検討を行ってきました。

検討の過程で、「障害者の工賃向上を目指すための民間需要の取り込み」ということに限らず、「障害者雇用の促進」という広い視点も併せ持った官民共同の協議の場の設置が必要であるとの認識に達し、これを当プロジェクト会議での検討結果と位置付け、これを受けて、障害者の就労支援に係る地域課題の抽出とその解決を図るための常設部会として、平成30年8月に就労支援部会を設置しました。

また、行政機関における職場実習プロジェクト会議については終結し、就労支援部会の取り組みとして、市役所での職場実習を行っていくこととしました。

〔令和3年度の取り組み〕

令和3年度は、4回の会議を開催し、共同受注窓口に関するチラシを作成しました。作成したチラシは、大牟田法人会の会報や説明会等を開催する際に配布、周知することとしています。また、一般企業や共同受注窓口登録事業者を対象とした、障害者雇用の促進等に関する就労支援セミナーを計画しましたが、新型コロナウイルス感染拡大により就労支援セミナーは延期とし、次年度に実施することとしています。

さらに、行政機関（大牟田市役所等）における職場実習において、8名の申込みのうち、5名の実習生の受入れを行いました。

《令和3年度の活動状況等》

	開催日等	内 容
1	6月25日（金）	・共同受注窓口に関するチラシ及びパンフレットの作成について ・今年度の取り組みについて ・行政機関（大牟田市役所等）における職場実習について
2	10月14日（木）	・共同受注窓口に関するチラシ及びパンフレットの作成について ・今年度の取り組みについて ・行政機関（大牟田市役所等）における職場実習について ・その他 ・共同受注窓口への相談事例について
3	12月6日（月）	・共同受注窓口に関するチラシ及びパンフレットの作成について ・今年度の取り組みについて ・行政機関（大牟田市役所等）における職場実習について ・その他 ・就労支援推進セミナーについて（報告）
4	3月4日（金）	・共同受注窓口に関するチラシ及びパンフレットの作成について ・（仮称）就労支援セミナーについて ・行政機関（大牟田市役所等）における職場実習について ・その他 ・大牟田市役所における知的・精神障害者を対象とした会計年度任用職員の採用試験について

《令和3年度 行政機関における職場実習 実習実績一覧》

No.	性別	障害種別	実習部署	実習内容	実習期間	受入れ部署における総合所感
1	女	身体障害 知的障害	福祉課 障害福祉担当	事務補助等 (集計作業)	6/28(月)～7/2日(金) 〔5日間〕 9:00～16:00	福祉タクシー券の集計作業を実施しました。作業全体の見通しを立てて、作業を進めることができました。作業のペースや正確性の向上が見られました。また、休憩時間は、笑顔で職員との会話を楽しむことができていました。
2	男	知的障害	福祉課 障害福祉担当	事務補助等 (集計作業)	7/5日(月)～9日(金) 〔5日間〕 9:00～16:00	福祉タクシー券の集計や印鑑押しを実施しました。1つ1つの作業を素早く丁寧にすすめることができました。どの作業でも、きちんと説明を聞いて、わからない時や判断に迷ったときは、担当職員に尋ねることができていました。また、休憩時間には、周囲の職員と積極的にコミュニケーションをとることができていました。
4	男	知的障害	福祉課 障害福祉担当	事務補助等 (封入封緘等)	11/22日(月)、 24日(水)～26日(金) 〔4日間〕 9:00～16:00	封入封緘、宛名シール貼り、印鑑押し等を実施しました。とても集中していて、素早く作業を進めることができました。わからないことは担当職員に尋ねたり、近くの職員に相談することができていました。また、次の日の予定を伝えておくと、当日は自ら仕事の見通しを立てて、効率よく作業を進めているように見えました。
5	男	対人恐怖症	保険年金課	事務補助等 (封入封緘等)	12/1日(水)～3日(金) 〔3日間〕 10:00～12:00	健康診断のサンプルのラッピングや、チラシのマーキング、封入封緘、印鑑押し及び電話の配線交換等の作業を実施しました。職場が寒い環境の中で集中して、正確に、そして的確に作業ができていました。また、作業の段取りや、作業物の置き場等について、やりやすいように工夫されていました。
6	女	精神障害 発達障害	人事課	事務補助等	1/12日(水)～14日(金) 〔3日間〕 9:00～12:00	指示した業務は、まじめに集中して取り組まれ、ミスも少なく処理されました。特に、パソコンの入力作業については、データ入力に必要なスキルを習得されており、熱心に業務を行っていただきました。一方、非常に集中力が高いため、決まった時間に行う業務を忘れられたことがあることから、今後は、集中しながらも時間を意識するよう努められるとよいと思います。また、今後は、効率的に作業を行うことを意識することで、処理スピードも上がると思います。

(5) 子ども支援部会

〔設置経過〕

学校教育、幼児教育・保育において、障害児またはその可能性のある子どもが抱える課題の抽出と支援のあり方を検討するため、関係機関等（児童発達支援センター、児童発達支援事業所、相談支援事業所、教育委員会、独立行政法人国立病院機構大牟田病院、市（子ども家庭課、子ども育成課、福祉課障害福祉担当）等）が相互に連携しながら支援・指導・助言等ができる体制の構築を図るために、令和元年8月に全体会の承認を得て、相談支援部会の子ども支援ワーキング会議から子ども支援部会に移行しました。

〔令和3年度の取り組み〕

令和3年度は、3回の会議を開催しました。

支援機関との連携強化を図るために「子ども家庭支援センターあまぎやま」の職員をお招きして、支援機関の概要説明等を含めた意見交換等を実施しました。

また、以前より検討課題であった医療的ケア児について、各支援機関で現在把握している状況等について情報共有及び意見交換を実施しました。医療的ケア児については、今後も引き続き検討していくこととしています。さらに、令和元年度より発行している、大牟田市内の障害児が利用可能なサービスを掲載した冊子「子どもたちの育ちや自立を支援するために」の内容を更新し、市内の小・中学校、幼稚園・保育所、障害児福祉サービス事業所等へ配布し、周知を行いました。

《令和3年度の活動状況等》

	開催日等	内 容
1	8月26日（木）	<ul style="list-style-type: none">・「子ども家庭支援センターあまぎやま」の取り組みについて・子ども支援マップの改訂について・その他<ul style="list-style-type: none">・「おおむた子育てわくわくガイドブック」について・大牟田特別支援学校への出前講座について
2	12月17日（金）	<ul style="list-style-type: none">・医療的ケア児に関する概要及び現状報告・医療的ケア児に関する情報共有<ul style="list-style-type: none">・各支援機関の現状等について・医療的ケア児コーディネーター及び相談窓口について・その他<ul style="list-style-type: none">・新総合体育館及び芝生広場等の設備に関する意見交換
3	3月 書面開催	<ul style="list-style-type: none">・令和4年度子ども支援部会の取り組み（案）について